

立川市生活環境安全確保基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年立川市議案第 91 号）の提出による。

立川市生活環境安全確保基本条例の一部を改正する条例

立川市生活環境安全確保基本条例（平成15年立川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(安全確保会議)</p> <p>第6条 生活環境の安全確保のための施策について、関係機関等と協議し、及び<u>立川市客引き行為、勧誘行為、客待ち行為、つきまとい行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例（平成17年立川市条例第19号）第8条第2項</u>の規定による意見を聴くため、立川市生活環境安全確保会議（以下「安全確保会議」という。）を設置する。</p> <p>2～9 ……略……</p> | <p>(安全確保会議)</p> <p>第6条 生活環境の安全確保のための施策について、関係機関等と協議し、及び<u>立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例（平成17年立川市条例第19号）第10条第2項</u>の規定による意見を聴くため、立川市生活環境安全確保会議（以下「安全確保会議」という。）を設置する。</p> <p>2～9 ……略……</p> |

附 則

この条例は、平成27年12月7日から施行する。